

警察署長章の取扱いに関する訓令（概要）

平成元年11月30日

栃木県警察本部訓令第16号

警察署長章の取扱いに関する訓令は、警察署長章の制式及び取扱いに関し必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 署長章の制式
- 署長章の交付
- 署長章の着装

等である。